

支部共通規則

制定	昭和 60 年 4 月 11 日 (理事会)
改正	平成 10 年 5 月 27 日 (総 会)
改正	平成 11 年 9 月 17 日 (総 会)
改正	平成 22 年 5 月 20 日 (総 会)
改正	平成 23 年 5 月 19 日 (総 会)
改正	平成 24 年 6 月 19 日 (総 会)
改正	平成 29 年 9 月 28 日 (総 会)

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 34 条第 4 項の規定に基づき、支部に関する共通事項について定める。

(支部の構成員)

第 2 条 支部を構成する支部会員は、その地域に本社または支店、営業所等（以下「支店等」という。）を有する正会員とする。

- 2 新たに正会員となった者は、本社のある地域の支部に加入しなければならない。
- 3 正会員は、その支店等のある地域の支部に加入することができる。
- 4 賛助会員及び特別会員は設けない。

(支部役員)

第 3 条 支部に、支部の役員として、支部長 1 名、副支部長、幹事若干名を置く。

- 2 支部の役員は、支部全体協議会において選任する。

(支部長)

第 4 条 支部長は、支部から推薦された者について、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

- 2 支部長は、必ずしも本協会の理事であることを要しない。
- 3 支部長は、本協会の理事会に出席して意見を述べることができる。

(支部全体協議会及び支部運営委員会)

第 5 条 支部全体協議会は、支部会員をもって構成する。

- 2 支部運営委員会は、支部役員をもって構成する。
- 3 支部全体協議会及び支部運営委員会の運営に関する事項は、支部全体協議会において決定し、会長に報告するものとする。事項に変更があった場合も同様とする。

(支部事務局)

第 6 条 支部事務局の組織及び職員の任用については、本協会事務局組織規程（平成 21 年 5 月 21 日理事会制定）による。

(支部活動の会費等)

第 7 条 第 2 条第 2 項及び第 3 項により加入した正会員は、会費規則に定める会費等を納入するものとする。

附 則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 10 年 5 月 27 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 11 年 9 月 17 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、一般社団法人への移行に伴う総会議決規程の経過措置等に関する規程（平成 23 年 5 月 19 日総会議決）に基づき、一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会の設立登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 9 月 28 日から施行する。